

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 37 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の 5 中「第 9 項」を「第10項」に改める。

附則第 6 項の 2 第 3 号を次のように改める。

(3) 当該納税義務者の法第314条の 3、法第314条の 6 から法第314条の 8 まで、法附則第 5 条第 3 項、法附則第 5 条の 4 第 6 項、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項及び法附則第 5 条の 5 第 2 項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第 6 項の 3 中「及び附則第 6 項の 6」を「、附則第 6 項の 6、附則第 6 項の 8 の 2、附則第28項の 2 及び附則第28項の 3」に改め、同項第 1 号中「第41条第 2 項」の次に「から第 4 項まで」を加え、

同項第 2 号ウ中「第10条の 5」を「第10条の 5 の 4」に、「第10条の 3 の 2」を「第10条の 3 の 3」に改め、同項第 3 号中「第41条の19の 5」を「第41条の19の 4」に改める。

附則第 6 項の 6 中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同項第 1 号中「第41条第 2 項」の次に「から第 5 項まで」を加え、「第 5 項」を「第10項から第12項まで」に改め、同項第 2 号中「第41条の19の 5」を「第41条の19の 4」に改める。

附則第 6 項の 8 の次に次の 1 項を加える。

6 の 8 の 2 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第 3 項第 2 号に規定する特定取得に該当する同条第 1 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、附則第 6 項の 6 の規定の適用については、同項中「100分の 2」とあるのは「100分の 2. 8」と、「3 万 9, 000 円」とあるのは「5 万 4, 600 円」とする。

附則第 6 項の 9 の次に次の 3 項を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

6 の 10 第24条の 2 の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第23条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 11 項の 5、附則第 12 項、附則第 13 項、附則第 13 項の 7、附則第 14 項又は法附則第 35 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第24条の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金の額の合計額のうち 2, 000 円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の 5 分の 2 に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第 23 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の 10 に相当する金額を超えるときは、当該 100 分の 10 に相当する金額）とする。

- (1) 第23条第 2 項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の 5 分の 1 に相当する金額について、第24条の 2 第 2 項第 1 号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第23条第 2 項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第24条の 2 第 2 項第 1 号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第 12 項の規定の適用を受ける場合 100 分の 50
- (4) 前年中の所得について附則第 13 項の 7 の規定の適用を受ける場合 100 分の 60
- (5) 前年中の所得について附則第 11 項の 5、附則第 13 項、附則第 14 項又は法附則第 35 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける場合 100 分の 75

6 の 10 の 2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第24条の 2 及び前項（これらの規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第24条の 2 第 2 項第 1 号の表中「100分の 85」とあるのは「100分の 84. 895」と、「100分の 80」とあ

るのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

6 の11 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第24条の2及び附則第6項の10の規定の適用については、第24条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに附則第6項の10中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

附則第13項の4中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第14項の2の25中「上場株式等(同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。)」を「株式等」に改める。

附則第25項の前の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同項を次のように改める。

25 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から附則第13項の8までの規定を適用する。

附則第6項の 3第2号イ	第31条の3	第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項

附則第13項の 4	第35条の2まで、 第36条の2、第 36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第13項の 5	租税特別措置法 第31条の3第1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の 7	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1 項	租税特別措置法第32条第1項

附則第25項の次に次の1項を加える。

25の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことよってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第6項の3、附則第13項、附則第13項の4、附則第13項の5又は附則第13項の7の規定を適用する。

附則第26項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に改め、「前項」を「これら」に改める。

附則第28項及び附則第28項の2を次のように改める。

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受け

た場合における附則第 6 項の 3、附則第 6 項の 6 及び附則第 6 項の 7 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 6 項の 3	租税特別措置法 第41条又は第41 条の 2 の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2
附則第 6 項の 3 第 1 号	租税特別措置法 第41条第 2 項か ら第 4 項まで若 しくは第41条の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第 2 項から第 4 項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2
附則第 6 項の 3 第 3 号	租税特別措置法 第41条、第41条 の 2 の 2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2 若しくは租税特別措置法
附則第 6 項の 6	租税特別措置法 第41条又は第41 条の 2 の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2
附則第 6 項の 6 第 1 号	租税特別措置法 第41条第 2 項か ら第 5 項まで若 しくは第10項か ら第12項まで若 しくは第41条の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第 2 項から第 5 項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2
附則第 6 項の 6 第 2 号	租税特別措置法 第41条、第41条 の 2 の 2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2 若しくは租税特別措置法

附則第 6 項の 7 第 2 号	租税特別措置法 第 41 条の 2 の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条 の 2 の 2
---------------------	--------------------------	---

28 の 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項
又は第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 6 項の 3 及び附則第
6 項の 6 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の
右欄に掲げる字句とし、附則第 6 項の 8 の 2 の規定は、適用しない。

附則第 6 項の 3 第 1 号	又は阪神・淡路 大震災の被災者 等に係る国税関 係法律の臨時特 例に関する法律 (平成 7 年法律 第 11 号) 第 16 条 第 1 項から第 3 項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律 (平成 7 年法律第 11 号) 第 16 条第 1 項から第 3 項まで 又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律 (平成 23 年法律第 29 号) 第 13 条第 3 項若しくは第 4 項若 しくは第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項まで
	住宅借入金等の 金額	住宅借入金等の金額 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第 13 条第 3 項又は第 4 項の規定の適用 を受ける者の有する平成 23 年から平成 27 年までの居住年に係る同 条第 5 項第 1 号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第 41 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 41 条の 2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第 16 条第 1 項から第 3 項まで又は東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 3 項 若しくは第 4 項若しくは第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第 41 条第 1 項
附則第 6 項の	又は阪神・淡路	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

6 第 1 号	大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで
---------	--	--

附則第28項の2の次に次の1項を加える。

28の3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第6項の6中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改める。

第4条の2第2項第1号イ中「利子等」の次に「（法第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。第2章第1節において同じ。）」を加え、同号ウ中「所得税法（昭和40年法律第33号）第24条第1項に規定する配当等で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3各号に掲げるもの」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等及び同法第41条の12の2第1項各号に掲げる償還金に係る同条第6項第3号に規定する差益金額」に改め、同号エ中「特定株式等譲渡所得金額（租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額を「特定株式等譲渡対価等（租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この号及び第36条の18において「選択口座」という。）に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の同項に規定する信用取引等に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額」に改める。

第18条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第21条第2項中「それぞれ所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加える。

第24条の4中「記載した特定株式等譲渡所得金額」の次に「（租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいう。以下この条及び第36条の15において同じ。）」を加える。

第36条の12中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「の配当等」という。）の次に「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第36条の13第1項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金

額」に改める。

第36条の15第2項を削る。

第36条の18中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第36条の19第1項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(第3項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第3項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

附則第6項の10中「附則第14項」の次に「、附則第14項の2」を加える。

附則第11項の5の前の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得について」を「利子所得及び配当所得について」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

附則第11項の6中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削る。

附則第14項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「附則第35条の2第5項第3号」を「附則第35条の2第4項第3号」に改める。

附則第14項の2及び附則第14項の2の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

14の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第21条及び第23条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の2第4項において準用する法附則第35条の2第4項第3号の規定により読み替えて適用される第22条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

14の2の2 削除

附則第14項の2の3中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に、「同条第1項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「附則第14項の2の10に規定する上場株式等の譲渡を」に、「附則第14項、次項及び附則第14項の2の5」を「附則第14項の2、次項、附則第14項の2の5、附則第14項の2の9から附則第14項の2の11まで、附則第14項の2の17及び附則第14項の2の18」に改める。

附則第14項の2の4中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして施行令で定めるものを含む」を「同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう」に、「及び附則第14項の2の15」を「附則第14項の2の10、附則第14項の2の15、附則第14項の2の18及び附則第14項の2の20」に、「第14項の2の24及び第14項の2の25」を「附則第14項の2の25及び附則第14項の2の26」に改める。

附則第14項の2の7中「次項」を削り、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に改め、「以外の」の次に「利子等(所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。)及び」を、「」に係る」の次に「利子所得の金額及び」を加える。

附則第14項の2の8中「源泉徴収選択口座内配当等」を「同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等」に改める。

附則第14項の2の9中「平成22年度分」を「平成29年度分」に、「附則第35条の2第1項後段」を「附則第35条の2の2第1項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第14項の2の10中「第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「

附則第35条の2第1項に規定する株式等」を「附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等」に改める。

附則第14項の2の15中「同条第2項」を「同法第37条の11の2第1項」に改める。

附則第14項の2の17中「附則第35条の2第1項後段」を「附則第35条の2の2第1項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第14項の2の18中「附則第35条の2第1項に規定する株式等」を「附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等」に改める。

附則第14項の2の20中「、附則第14項の2の22及び第14項の2の23」を「及び附則第14項の2の22から附則第14項の2の24まで」に、「附則第14項の2の23」を「附則第14項の2の24」に、「。附則第14項の2の22及び第14項の2の23」を「。附則第14項の2の22から附則第14項の2の24まで」に、「第14項の2の20から第14項の2の23まで」を「附則第14項の2の20から附則第14項の2の24まで」に改める。

附則第14項の2の25中「前項」を「附則第14項及び前項」に改め、同項を附則第14項の2の26とする。

附則第14項の2の24中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同項を附則第14項の2の25とする。

附則第14項の2の23中「前項」を「前2項」に、「第37条の13の2第5項」を「第37条の13の2第8項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を附則第14項の2の24とする。

附則第14項の2の22中「金額(」の次に「前項又は」を加え、「附則第35条の3第6項」を「附則第35条の3第8項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第14項の2に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(前項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を附則第14項の2の23とする。

附則第14項の2の21の次に次の1項を加える。

14の2の22 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、法附則第35条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第14項の2に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第5項の5の改正規定、附則第6項の3第2号ウの改正規定(「第10条の5」を「第10条の5の4」に改める部分に限る。)、同項第3号及び附則第6項の6第2号の改正規定、附則第

6項の9の次に3項を加える改正規定(附則第6項の10の2に係る部分に限る。)、附則第13項の4及び附則第25項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定並びに附則第26項の改正規定並びに第3項及び第5項の規定 平成26年1月1日

(2) 第1条中附則第6項の2第3号の改正規定、附則第6項の3各号列記以外の部分及び同項第1号の改正規定、附則第6項の6の改正規定(同項第2号に係る部分を除く。)、附則第6項の8の次に1項を加える改正規定、附則第14項の2の25、附則第28項及び附則第28項の2の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定並びに第4項の規定 平成27年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第6項から第8項までの規定 平成28年1月1日

(4) 第2条中附則第6項の10、附則第11項の5、附則第11項の6及び附則第14項の改正規定、附則第14項の2及び附則第14項の2の2の改正規定、附則第14項の2の3、附則第14項の2の4、附則第14項の2の7、附則第14項の2の9、附則第14項の2の10、附則第14項の2の15、附則第14項の2の17、附則第14項の2の18、附則第14項の2の20及び附則第14項の2の25の改正規定、同項を附則第14項の2の26とする改正規定、附則第14項の2の24の改正規定、同項を附則第14項の2の25とする改正規定、附則第14項の2の23の改正規定、同項を附則第14項の2の24とする改正規定、附則第14項の2の22の改正規定、同項を附則第14項の2の23とする改正規定並びに附則第14項の2の21の次に1項を加える改正規定並びに第9項、第11項及び第12項の規定 平成29年1月1日

(県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の和歌山県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6項の10の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第14項の2の25の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 5 新条例附則第25項の2の規定は、県民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 6 第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例(以下「28年新条例」という。)の規定中県民税の利子割に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき28年新条例第4条の2第2項第1号イに規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき第1項第3号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例(以下「28年旧条例」という。)第4条の2第2項第1号イに規定する利子等については、なお従前の例による。
- 7 28年新条例の規定中県民税の配当割に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき28年新条例第4条の2第2項第1号ウに規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき28年旧条例第4条の2第2項第1号ウに規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 8 28年新条例の規定中県民税の株式等譲渡所得割に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる28年新条例第4条の2第2項第1号エに規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた28年旧条例第18条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従

前の例による。

- 9 第 1 項第 4 号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下「29年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 10 この条例（第 1 項各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 11 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成20年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「30日」との次に「、「附則第14項」とあるのは「和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第37号）第 2 条の規定による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「新条例」という。）附則第14項又は附則第14項の 2」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例附則第14項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新条例附則第14項の 2 に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 前項の規定による改正後の和歌山県税条例の一部を改正する条例附則第 3 項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例の規定による改正前の和歌山県税条例附則第14項の 2 の 25の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。